

65 歳以上の方の

介護保険料が変わります

伊奈庁舎介護福祉課

介護保険料に関すること：(内線 4303、4304)

介護予防に関すること：(内線 4305 ~ 4307)

介護保険料は、市町村ごとの高齢化率や介護サービスの利用量などを基に、3年ごとの見直しを行っています。介護保険における給付費などの必要経費は、65歳以上の第1号被保険者に負担していただく保険料が23%、40歳から64歳までの第2号被保険者に負担していただく保険料が27%、残り50%を公費(税金)で負担しています(居住サービスの場合：国25%、県12.5%、市12.5%)。負担割合はおおよその数値であり、国が交付割合の調整を行うため、割合は市町村ごとで若干異なります。

介護保険事業計画の見直しに伴い、第9期(令和6年度

～令和8年度)の基準額(第5段階の保険料額)は、下表のとおり年額66,200円(月額5,517円)に変更となります(第8期は年額63,870円、月額5,323円)。皆さんの保険料額は、本人および住民票上の世帯の課税状況や、本人の前年中の所得金額などにより決定します。ご自身の保険料額については、年金から差し引かれる特別徴収の方は「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を、それ以外の普通徴収の方は「介護保険料納入通知書」を7月中旬に送付しますので、そちらをご確認ください。

所得段階	対象になる方		基準額に対する割合	介護保険料(年額)	
第1段階	本人が住民税非課税	非課税世帯	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の 老齢福祉年金受給者	0.285	18,860円
第2段階			年金収入等80万円以下		
第3段階		年金収入等80万円超120万円以下	0.485	32,100円	
第4段階		年金収入等120万円超	0.685	45,340円	
第5段階【基準額】	本人が住民税課税	課税世帯	年金収入等80万円以下	0.9	59,580円
第6段階			年金収入等80万円超	1.0	66,200円
第7段階		合計所得金額120万円未満	1.2	79,440円	
第8段階		合計所得金額120万円以上210万円未満	1.3	86,060円	
第9段階		合計所得金額210万円以上320万円未満	1.5	99,300円	
第10段階		合計所得金額320万円以上400万円未満	1.7	112,540円	
第11段階		合計所得金額400万円以上600万円未満	1.9	125,780円	
第12段階		合計所得金額600万円以上800万円未満	2.1	139,020円	
第13段階		合計所得金額800万円以上1,000万円未満	2.3	152,260円	
	合計所得金額1,000万円以上	2.5	165,500円		

※年額の10円未満の端数は切り捨て処理をしています。

※40～64歳の方の介護保険料については、加入している各医療保険者へお問い合わせください。

介護が必要になる原因は？



厚生労働省の「国民生活基礎調査(2022年)」によると、要介護認定[※]別で介護が必要になった原因は、「要支援認定者」では「関節疾患」が19.3%と最も多くなっています。次に「高齢による衰弱(フレイル)」が17.4%、「骨折・転倒」が16.1%となっています。また、「要介護認定者」では「認知症」が23.6%で最も多く、次いで「脳血管疾患(脳卒中)」が19.0%、「骨折・転倒」が13.0%となっています。

人は誰でも年を重ねるにつれて、徐々に体力の低下を感じ、

「老い」と向き合うこととなります。1日でも早く元気なうちから介護予防に取り組むことが大切です。体力づくりや食生活の改善、口腔ケアなど、日々の生活ですぐにできることから始めましょう。

※要介護認定とは、どのくらい介護を必要としているかを判断するものです。「非該当」と、介護予防サービスを利用することで状態の改善が見込まれる「要支援1・2」、寝たきりや認知症などで常時介護を必要とする状態の「要介護1～5」に区分されます。